

防犯カメラに関する 運用指針

～プライバシーに配慮した防犯カメラの運用～



防犯カメラ作動中

熊 本 県

平成 1 9 年 2 月

防犯カメラに関する運用指針の概要

はじめに

- ・防犯対策のため防犯カメラが設置されてきており、犯罪の抑止等に一定の効果が認められている。
- ・一方で個人のプライバシーが侵害されるのではないかと懸念がある。
- ・このため、防犯カメラの設置者には、個人のプライバシー保護に関する明確な基準を踏まえた適正な運用が求められている。

1 指針策定の目的

- ・プライバシー保護に配慮した防犯カメラの適正な運用の確保

2 防犯カメラ等の定義

- 防犯カメラとは、
 - ・犯罪の予防を目的として設置され、
 - ・不特定多数の方を撮影する画像撮影装置で、
 - ・画像記録の機能を有するもの
- 画像とは、
 - ・防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、
 - ・特定の個人を識別することができるもの

3 指針の基本的な考え方

- ・防犯カメラの設置者が留意し対処すべき事項を示すもの
- ・防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和

4 防犯カメラの運用に関して配慮すべき事項

(1)設置者の責務

防犯カメラを設置する施設の特色等に応じて運用基準を定めるなど、適正な管理に努力

(2)運用責任者の指定

設置者は、防犯カメラの適正な運用のため、運用責任者を指定

(3)防犯カメラの設置の明示

設置者は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを明示

(4)画像の適正な管理

○画像の利用及び提供の制限

画像は原則として目的外利用、外部提供を禁止

○画像の保存

画像の保存期間は最小限の期間

○画像の保管

録画した画像は、施錠できる設備内で保管

○画像の消去

保存期間が終了した画像は、確実に消去

(5)苦情等の対応

苦情や問い合わせに対して、適切かつ迅速に対応

(6)その他

施設管理業務等を外部委託する場合における委託業者への適正な運用の徹底

はじめに

県内でも防犯対策のため、防犯カメラが商業施設や金融機関、駐車場などに設置されてきています。設置することによって犯罪が抑止され安心感が得られることがその要因として掲げられます。また、防犯カメラには、犯罪の抑止とともに犯人の逮捕にも役立つなど一定の効果が認められています。

しかし、一方で個人のプライバシーが侵害されるのではないかという不安感や一旦画像が不適正に使用されたり流出してしまった場合、取り返しがつかないことになってしまうことなどの懸念があります。特に、インターネットに代表される情報社会が進展し、技術的にも画像データが容易に複製、加工できるといった問題もあります。

県が行った調査では、不特定多数の人が通行し、出入りする施設等の約半数で防犯カメラが設置されているという結果でした。また、防犯カメラとプライバシー保護との関係については意識されてはいましたが、運用面で明確に明文化した基準を定めているところは約1割でした。

このため、防犯カメラの設置者には、個人のプライバシー保護に関する明確な基準を踏まえた適正な運用が求められています。

以上のように、防犯カメラは犯罪の抑止に有効ですが、個人のプライバシー保護の観点からはその不当な侵害とならないように配慮することが必要です。防犯カメラの設置に当たっては、設置目的や必要性、妥当性なども十分検討しておきましょう。

また、防犯カメラの有効性について県民の皆さんの理解を得ていくためには画像データ等の厳重な管理が求められます。

この指針は、このような考えの下で防犯カメラの運用に当たって、最低限配慮する必要がある事項をまとめたものです。

防犯カメラを適正に運用して、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを進めていきましょう。

1 指針策定の目的

熊本県では、熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例（平成17年熊本県条例第49号）に基づき、防犯に配慮した施設の整備などを推進しています。この指針は、防犯カメラを設置する場合において、県民等のプライバシー保護に配慮した適正な運用を図ることを目的として策定するものです。

2 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるとおりです。

- (1) 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として設置され、不特定多数の人を撮影する画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含みます。）で、画像記録の機能を有するものを言います。
- (2) 画像とは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものを言います。

3 基本的な考え方

- (1) この指針は、防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）が防犯カメラを運用するに当たって、留意し対処すべき事項を示すものです。
 - (2) この指針は、犯罪の予防への防犯カメラの有用性と県民等の容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を目的とするものとしま
- す。

※ この指針は、個人のプライバシー保護のために最低限配慮する必要がある事項をまとめたものです。運用に当たっては、それぞれの利用目的や利用形態に合わせた適正な取扱いをお願いします。

4 防犯カメラの運用に関して配慮すべき事項

(1) 設置者の責務

設置者は、防犯カメラを設置する場合には、県民等のプライバシーを保護するため、防犯カメラを設置する施設の特色、設置目的等に応じて運用基準を定めるなど必要な措置を講じ、その適正な運用に努めてください。

※ 運用基準を定めるに当たっては、別紙「運用基準例」を参考に作成してください。なお、さらに必要な事項等があれば随時追加変更してください。

(2) 運用責任者の指定

設置者は、防犯カメラを運用するに当たっては、その適正な運用を図るため、運用責任者を指定するものとします。

※ 防犯カメラは、その運用を誤れば、個人のプライバシーの侵害につながりますので、その運用について責任者を定め、適正に運用する必要があります。

(3) 設置の明示

設置者は、防犯カメラを設置するに当たっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを明示するものとします。

※ 防犯カメラ設置の表示は、犯罪の予防効果を高めるとともにプライバシーを侵害されるのではないかと不安に感じる方、防犯カメラに写りたくない方に配慮するため行うものです。不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、誰にでも分かりやすい場所にその旨を表示することが必要です。

(4) 画像の適正な管理

ア 画像の利用及び提供の制限

画像は、次に掲げる場合を除き、目的外に利用し、又は他に提供してはならないものとします。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められる場合

(ウ) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等の目的による要請を受けた場合

※ (ア) の場合としては、裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第223条）、警察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）などがあります。

(イ) の場合としては、行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

(ウ) の場合としては、警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査への協力などがあります。

イ 画像の保存

画像の保存期間は、必要最小限の期間とします。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとします。

※ 技術革新に伴って、録画装置が小型化し、長時間録画も可能となっています。それに伴い、画像の流出などの危険性も高まっていますので、画像の保存期間はできるだけ短期間としておく必要があります。

ウ 画像の保管

録画した画像の保管場所は、運用責任者が施錠できる設備内で保管するものとします。

※ 画像データが外部に漏れることのないように、記録媒体やパソコンの盗難防止のための措置を必ず行ってください。また、運用責任者及び運用従事者以外の者による再生・視聴防止のため厳重な保管を行ってください。

エ 画像の消去

画像は、イに定める保存期間が終了した後、確実に消去するものとします。

※ 画像データを消去しないまましていると、個人情報流出する危険性が高まります。保存期間が終了したり、保存の必要なくなった画像データは確実に消去してください。

(5) 苦情等の対応

設置者は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情について適切かつ迅速な対応に努めるものとします。

※ 防犯カメラが設置され、一方的に撮影されていることに不安を感じておられる方もいます。適正に運用していること、必要最小限の撮影範囲であること、防犯カメラの効果や必要性などを説明して、できる限り理解していただくよう努めてください。また、苦情対応担当者をあらかじめ指定しておくことや苦情等に対する対応要領を定めておくことも適切、迅速な対応のためには必要です。

(6) その他

施設管理業務や警備業務を委託する場合には、この指針及び運用基準の遵守を委託契約の条件にするなど、委託業者に適正な運用を徹底するものとします。

※ 画像データは、設置者が責任を持って直接管理することが原則です。やむを得ず外部委託を行う場合には、契約書上も安全確保の措置を徹底しておくことが必要です。